

第4章 量の見込みと提供体制

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条により、市町村は、地理的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされています。

本町においては、第 1 期計画において、教育・保育施設の整備・確保にあたって、より柔軟な対応が可能であることなどの理由により、全町を 1 提供区域として設定しており、本計画においても、それを踏襲することとします。

2 幼児教育・保育の量の見込みと提供体制

児童数の推計や過去の保育所・幼稚園の利用率の動向などをもとに、保育の必要性の認定の区分ごとに、令和 2～6 年度における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定するとともに、設定した「量の見込み」に対応するよう、提供体制の確保方を定めます。

保育の必要性の認定の区分

認定区分	定義
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども

〔量の見込みと提供体制の確保方策〕

0歳児（3号認定）は、平成 31 年 4 月の保育所の利用児童は 18 人となっていますが、児童数の減少傾向をふまえ、令和 2～6 年度には 14～18 人程度の利用を見込みます。

1～2歳児（3号認定）は、平成 31 年 4 月の保育所の利用児童は 56 人となっており、同じく、児童数の減少傾向をふまえ、令和 2～6 年度には 42～52 人程度の利用を見込みます。

3～5歳児は、平成 31 年 4 月の保育所の利用児童が 36 人、幼稚園の利用児童が 97 人となっていますが、令和 2～6 年度には、保育所（2号認定）の利用児童が 24～32 人程度、幼稚園（1号認定）の利用児童が 53～69 人程度と見込みます。

町内の保育所、幼稚園の利用定員は、0歳児（3号認定）が 18 人、1～2歳児（3号認定）が 52 人、3歳児（2号認定）が 40 人、4～5歳児（1号認定）が 110 人とし、設定数を超える利用希望が生じた際も、利用待機なく受け入れるよう努め、必要に応じて利用定員を見直していきます。

また、本町では、4～5歳児については、1号認定により幼稚園で幼児教育を実施し、保育の必要性のある児童についても施設等利用給付2号認定により、18時までの預かり保育を行っています。

幼児教育・保育の量の見込み

単位：人

3号認定（0歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（推計値）		18	17	17	15	14
②確保方策	保育所	18	18	18	18	18
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		26	26	19	18	18

3号認定（1～2歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（推計値）		42	48	52	52	49
②確保方策	保育所	52	52	52	52	52
	地域型保育事業	0	0	0	0	0
第1期計画中的実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		59	59	72	54	56

2号認定（3歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（推計値）		27	24	24	32	30
②確保方策	保育所	40	40	40	40	40
第1期計画中的実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		55	55	49	51	36

1号認定（4～5歳）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①必要利用定員総数（推計値）		69	53	55	58	62
②確保方策	幼稚園	110	110	110	110	110
第1期計画中的実績値		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		100	95	88	76	97

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 地域子育て支援拠点事業（一般型） <保育所・福祉課>

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業で、3か所で実施しています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況（人）

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
半田保育所(おひさまランド)	181	415	229	208
貞光保育所(チビッコわんぱくひろば)	206	279	262	304
あんりーる	1,903	1,752	1,089	905
合計	2,290	2,446	1,580	1,417

地域子育て支援拠点事業の実施内容

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進：子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取り組み等の地域支援活動
- ②子育て等に関する相談、援助の実施：子育ての不安や悩みのアドバイス、資料提供
- ③子育て及び子育て支援に関する講習等の実施：子育ての知識、情報収集等保護者のスキルアップ
- ④平日、施設開放の受入

[量の見込みと確保方策]

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（延べ人日/年）	1,552	1,671	1,790	1,701	1,611
確保方策（延べ人日/年）	1,552	1,671	1,790	1,701	1,611

[確保方策の考え方]

過去の実績値をふまえて量の見込みを設定し、チビッコわんぱくひろば（貞光保育所）、おひさまランド（半田保育所）、あんりーるの3か所で提供体制の確保を図っていきます。

(2) 妊婦健康診査 <保健センター>

[事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（延べ人回/年）	560	532	532	476	448
確保方策（延べ人回/年）	560	532	532	476	448

[確保方策の考え方]

当該年度の0歳児人口×14回で量の見込みを設定し、100%実施を図っていきます。

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） <保健センター>

[事業の概要]

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に対し、保健師、児童委員、子育て経験のある者等による家庭訪問を実施し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

[量の見込みと確保方策]

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（人/年）	40	38	38	34	32
確保方策（人/年）	40	38	38	34	32

[確保方策の考え方]

当該年度の0歳児人口＝量の見込みとし、100%訪問を図っていきます。

様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援の必要な家庭に対しては、適切な助言及びサービス提供に結びつけ、母性並びに乳児の健康の保持増進を図り、母子保健の向上に努めます。

(4) 養育支援訪問事業 <保健センター>

[事業の概要]

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[量の見込みと確保方策]

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（人/年）	15	15	15	15	15
確保方策（人/年）	15	15	15	15	15

[確保方策の考え方]

過去の実績値をふまえて量の見込みを設定し、養育支援が特に必要な家庭に対して、100%実施を図っていきます。

(5) 一時預かり事業 <保育所・幼稚園・福祉課・教育委員会>

[事業の概要]

保護者の急な用事などの際に、未就園児を保育所で預かる一時預かり事業を実施しています。

また、半田幼稚園、貞光幼稚園では、平日の降園後から18時までと、土曜日、長期休暇中の8時から18時まで、預かり保育を実施しています。

保育所における一時預かり事業の利用状況

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
半田保育所の利用実人数(人)	15	14	10	11	6
貞光保育所の利用実人数(人)	12	14	8	12	7
利用実人数の合計(人)	27	28	18	23	13

幼稚園での預かり保育事業の利用状況

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
半田幼稚園の利用実人数(人)	30	28	29	36
貞光幼稚園の利用実人数(人)	46	45	44	39
利用実人数の合計(人)	76	73	73	75

[量の見込みと確保方策]

○幼稚園における一時預かり

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(延べ人日/年)	15,618	12,091	12,343	13,225	14,106
確保方策(延べ人日/年)	16,000	15,000	15,000	15,000	15,000

○幼稚園以外における一時預かり

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(延べ人日/年)	161	161	173	173	161
確保方策(延べ人日/年)	200	200	200	200	200

[確保方策の考え方]

過去の実績値をふまえて量の見込みを設定し、幼稚園、保育所のほか、ファミリー・サポート・センター事業も含め、提供体制の確保を図ります。

(6) 時間外（延長）保育事業 <保育所・福祉課>

[事業の概要]

子ども・子育て支援制度施行後は、保育標準時間認定児の 11 時間を超える時間、保育短時間認定児の 8 時間を超える時間が時間外（延長）保育と位置づけられています。

貞光保育所、半田保育所は 7 時 30 分から 19 時まで保育が可能であり、18 時 30 分から 19 時の時間外（延長）保育を近年は 10 人程度実施している状況です。

今後も、現行の内容で継続して実施していきます。

時間外（延長）保育事業の利用状況

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
半田保育所の利用実人数（人）	1	3	1	3
貞光保育所の利用実人数（人）	2	2	2	4
利用実人数の合計（人）	3	5	3	7

[量の見込みと確保方策]

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	31	32	33	34	33
確保方策（人）	80	80	80	80	80

[確保方策の考え方]

現状どおり、保育所 2 か所で体制確保を図っていきます。

(7) 病児・病後児保育事業 <福祉課>

[事業の概要]

病児・病後児保育は、本町においては、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を対象として、病児保育所みーま（協力医療機関：としま小児科）において、午前8時30分から午後6時まで保育を実施しています（美馬市との共同事業として実施）。

病児・病後児保育事業の利用状況

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用延人日（人日）	1	9	3	3	3
利用実人数（人）	1	4	1	1	2

[量の見込みと確保方策]

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（延べ人日/年）	4	4	4	4	4
確保方策（延べ人日/年）	200	200	200	200	200

[確保方策の考え方]

過去の実績値をふまえて量の見込みを設定し、美馬市内の実施施設への委託により、提供体制の確保を図ります。

(8) 子育て短期支援事業 <福祉課>

[事業の概要]

子育て短期支援事業には、ショートステイとトワイライトステイがあります。

ショートステイは、保護者の疾病や仕事などの事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設などで一時的に預かる事業です。

ショートステイ事業の利用状況

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用延人日（人日）	0	1	2	2	0
利用実人数（人）	0	1	2	2	0

トワイライトステイ事業は、保護者が恒常的な残業や変則勤務などの事由により、帰宅が夜間や深夜となる場合など生活指導などの面で困難となった場合に、児童養護施設において生活指導・夕食の提供等を行う事業です。

トワイライトステイ事業の利用状況

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用延人日（人日）	0	0	0	0	0
利用実人数（人）	0	0	0	0	0

[量の見込みと確保方策]

○ショートステイ

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（延べ人日/年）	2	2	2	2	2
確保方策（延べ人日/年）	50	50	50	50	50

○トワイライトステイ

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（延べ人日/年）	0	0	0	0	0
確保方策（延べ人日/年）	20	20	20	20	20

[確保方策の考え方]

ショートステイは、過去の実績値をふまえて量の見込みを設定し、児童養護施設への委託により、提供体制の確保を図ります。

トワイライトステイは、量の見込みは設定しませんが、必要性が生じた際に利用できるよう、提供体制の確保を図ります。

(9) ファミリー・サポート・センター事業 <福祉課>

[事業の概要]

ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）は、子育ての支援を受けたい人と行いたい人が会員登録をして、保育所・幼稚園の送迎や、一時預かりなどを有償で行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業の状況

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
依頼会員数（人）	14	15	15	72	105
提供会員数（人）	10	9	3	3	6
両方会員数（人）	9	9	0	0	1
サービス利用延べ件数（件）	257	226	0	0	10

[量の見込みと確保方策]

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み（件）	2	2	2	2	2
確保方策（件）	200	200	200	200	200

[確保方策の考え方]

近年、提供会員、両方会員が減少傾向であり、子育て支援ニーズに地域での支え合いで対応していくサービスとして、普及拡大に努めます。

過去の実績値をふまえて量の見込みを設定し、提供体制の確保を図ります。

(10) 放課後児童健全育成事業 <げんきっこクラブ・教育委員会>

[事業の概要]

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町では、半田、貞光、太田の各小学校区ごとに、げんきっこクラブ（放課後児童クラブ）を配置してきましたが、平成 30 年度から、太田小学校の希望児童は、貞光げんきっこクラブで受け入れを行っています。

放課後児童健全育成事業の利用実人数（人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1 年生	25	17	35	31	39
2 年生	25	20	17	33	31
3 年生	13	19	17	16	30
4 年生	0	7	7	9	13
5 年生	0	5	5	3	3
6 年生	0	1	2	4	3
合計	63	69	84	96	119
〔内訳〕 半田げんきっこ	17	14	21	32	44
〔内訳〕 貞光げんきっこ	35	48	55	60	75
〔内訳〕 太田げんきっこ	11	7	7	4	—

[量の見込みと確保方策]

○低学年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	86	92	84	76	62
確保方策（人）	105	105	105	105	105

○高学年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	24	30	23	23	29
確保方策（人）	65	65	65	65	65

[確保方策の考え方]

過去の実績値をふまえて量の見込みを設定し、半田、貞光、太田の各小学校で、あわせて170人の利用定員を確保できるよう、体制の充実を図っていきます。

今後も、子どもたちが安心して放課後を過ごせる場として、職員の確保・育成と施設・整備の充実に努めます。

放課後児童健全育成事業の利用定員

	利用定員
半田小学校	60(低学年 40+高学年 20)
貞光小学校	100(低学年 60+高学年 40)
太田小学校	10(低学年 5+高学年 5)
計	170(低学年 105+高学年 65)

(11) 利用者支援事業

[事業の概要]

子ども・子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、支援する事業です。

[量の見込みと確保方策]

現在、本町では実施をしていませんが、役場窓口の情報提供体制の強化等を図ることで、今後の見込み量に対する提供体制の確保に努めます。また、子ども・子育て支援制度のもとで、本事業を活用した取り組みが本町にとって有効と判断される場合には本事業の導入を検討していきます。

(12) 実費徴収に伴う補足給付事業

[事業の概要]

保護者の世帯所得の状況を勘案し、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

[量の見込みと確保方策]

現在、本町では実施をしていませんが、今後国の動向等に応じて実施の必要性について検討します。

(13) 多様な主体の参入促進・能力活用事業

[事業の概要]

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、幼稚園・保育所における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の適用体制の確保を図る事業です。

[量の見込みと確保方策]

現在、本町では実施をしていませんが、必要に応じて事業実施について検討します。